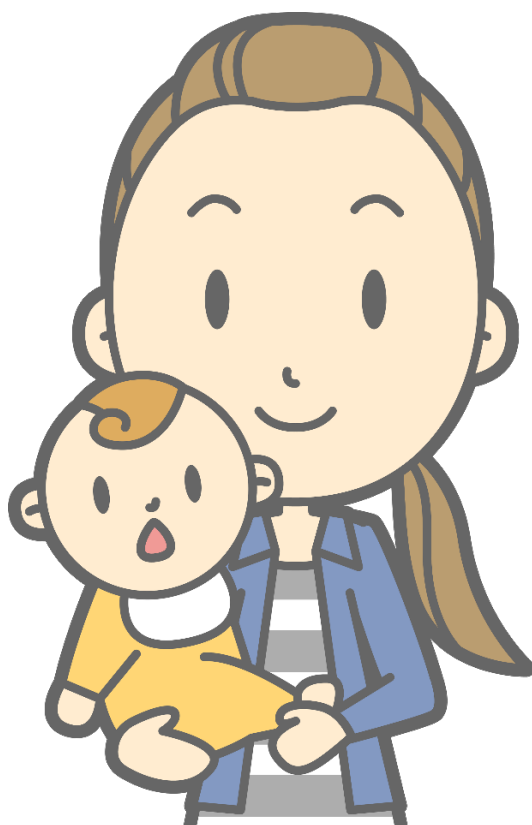


晴美台ナーサリー

入園のしおり

令和2年度



— SENSHIN GROUP —

SINCE 1972

学校法人 泉新学園

認定こども園 晴美台幼稚園

認定こども園 みついしこども園

認可保育園 かがやきの森保育園あいおい

小規模保育事業 晴美台ナーサリー

tel 072-291-6400 fax 072-291-6410

社会福祉法人 泉新会

認定こども園 輝きの森学園

<http://harumidai.senshin.ed.jp/>

目次

1・保育園の特色	P 1
2・保育内容	P 4
3・保育園の概要&諸規則	P 5
4・安全対策	P 10
5・衛生管理	P12
6・苦情処理	P14
<巻末資料>	
○服装・持ち物リスト	P15
○治癒証明書	P18
○登園の目安	P19
○SIDS（乳幼児突然死症候群）	P20
○予防接種と対象年齢	P21
○与薬依頼書について	P22
○与薬依頼書	P23

1・保育園の特色

■保育理念■

子どもたちの最善の利益を最優先し、養護と教育が一体となった保育をすすめます。

■保育方針■

すこやかな心身と生きる力の素地を育みます。

■保育目標■

「見守る」「ほめる」「対話する」ことを基本に、

- ①「愛情」をかけ、
- ②「しつけ」をし、
- ③「すこやかな身体」、
- ④「心と言葉」、
- ⑤「自立と協調」性を育み、
- ⑥「自己解決」できる子どもたちを育てます。

■保育園の特徴■

特徴1 思いっきり遊ぶ

乳幼児期の子どもたちは毎日が「あそび」です。子どもたちは遊びのなかで育ちます。保育士やお友達との関わりを通して、たくさんの方に気づきます。遊びを通し、「感性・積極性・集中力・運動能力・協調性・意欲」などバランスよく身につけ、年齢・月齢に合わせた遊びを十分に楽しみます。

1. 「お散歩」であそぶ

一人で歩けるようになった子どもたちは、じっとしてられません。もっと大きな世界を冒険したくなります。そんな時は、近くの公園までお散歩。広い公園で思いっきり身体を動かせば、きっとお腹はぺこぺこ…。「おかわり！」の声も聞こえてきます。

2. 「自然」とあそぶ

雨の音、土のにおい、風の気配、虫の声など、子どもたちのまわりにはたくさんの自然があります。保育園の近くには公園があり、少し足を延ばせば自然を体感することができます。また、季節ごとの空や雲、暑さ寒さも、ちょっとした言葉がけで子どもたちの好奇心を刺激します。子どもたちが感じた自然をご家庭でも味わっていただき、共に自然や環境への気づきを育みます。

3. 「手や指先」とあそぶ

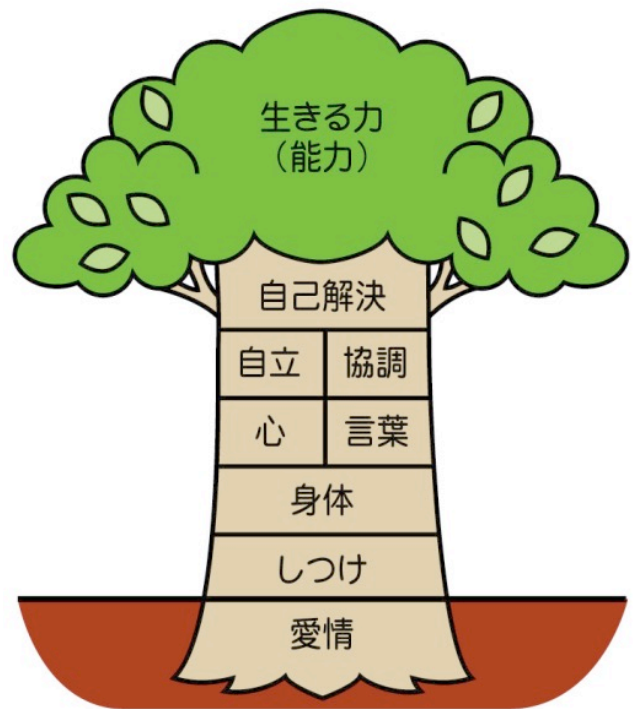
「手は第二の脳」と言われるほど、脳の機能に関係しています。指先の能力は、知能だけでなく「心」や「性格」にも関わる基本的な能力です。つまむ・にぎる・ねじる・ひっぱるなど指先を使う遊びをすることで脳を刺激します。一人でお座りできるようになれば、両手を使うことができ遊びはどんどん広がっていきます。指先の遊びをたっぷり経験させ、自立への土台を育みます。

4. 「からだ」をつかってあそぶ

自立には順番があります。「肉体的な自立」→「心の自立」→「知的な自立」の順にレベルアップしていきます。肉体的な自立を安定させる「手足の運動能力」をしっかりと育てることは、とても大切です。子どもたちの発達段階を基に、「あるく・とぶ・ぶらさがる・なげる・ける」などの遊びを十分に楽しみます。

5. 「目で見て」あそぶ

見る能力と指先の能力を同時に使うことで、「見る」→「観る」へと育ちます。これは、自立や感性の基盤となるとても大切な能力であり、「学ぶ力」や「思考力」とも深く関わっていると言われています。子どもたちは元来自分の目で見て考えて行動する力を持っています。自由な空間と、満足のできる時間、適切な遊具などの環境を整えることで、「見て、考え、行動する力」を育てます。



6. 「ことば」であそぶ

人は言葉でコミュニケーションをとり、感情や意志を表現します。子どもが自ら発話できない時期でも、他者が発する言葉を、それぞれの場面で意味を成す文章としてイメージできるようになると、子どもは相手の話す内容を十分に感じ取ることができるようになります。このように、言葉を聞いて場面として感じ取る能力が最初の「言語能力」です。ごっこ遊びや絵本の読み聞かせ、パネルシアターなどで「みる・きく・さわる」ことによって、言語能力を刺激します。音声による言葉がイメージできるようになると、次に文字に気づき、そしてやがて文字にも興味を持ち始めます。一人ひとりの発達に合わせ、無理なくことば遊びを楽しみます。

7. 「かず」であそぶ

広い視野が判断力・思考力・創造力を生み出します。さまざまな物の中でどれが一番大きい物かを感じ取る力や、どれが一番多いかを感じ取る力などを育み、次に関係性を把握する力を養います。単に「1・2・3（イチ・ニ・サン）」と読めることや「1+1=2」と言えることではなく、「かず」の概念を育みます。

特徴2 土台をつくる

ご家庭とも連携を図り共通のしつけに努めます。普通のこと普通に行うことができること、これは、人間として成長していくうえにおいてとても大切な素養（土台）となります。

以下のしつけ等を根気よく行っていきます。ご家庭でも同様のしつけを心がけていただけると幸いです。

1. しつけ

①あいさつ

- ・次のようなあいさつが元気よくできるように促します。
「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」「ありがとう」「ごめんなさい」
「行きます」「おやすみなさい」「かして」「いれて」など

②返事

- ・「はい」とハキハキ元気よく返事をする。

③くつをそろえる

- ・くつやトイレのスリッパをきちんとそろえて脱ぐ。

④立腰（りつよう）

- ・背筋を伸ばして正しい姿勢で座る。

⑤食作法（じきさほう）

- ・食に感謝する。
- ・「いただきます」「ごちそうさま」を言う。
- ・口を閉じて食べる。
- ・ひじをついて食べない。
- ・お茶を飲むときには箸を置く。
- ・箸、フォーク、スプーンなどを正しく使う。

2. 基本的な生活習慣の確立

①食事

- ・登園前に家で必ず朝食を食べる。
- ・食べる喜びを味わい、みんなと楽しく食事をする。
- ・よく噛んで食べる。
- ・なるべく好き嫌いをなくす。
- ・食材に対する知識や関心を高める。

②排泄

- ・毎朝の排便習慣を身につける。
- ・トイレでの排泄に関心を持つ。

③睡眠

- ・早寝早起きの習慣を身につける。（夜は遅くとも9時には寝る。）

④衣服の着脱

衣服の着脱に関心を持つ。
自分でやろうとする。

⑤清潔

手洗い・うがい・洗顔・歯磨き・鼻かみをする。

⑥お手伝い

食事の後片付け・清掃・年下の子面倒見などが能動的にできる。

3. 五感を磨く

「視覚・聴覚・触覚・味覚・臭覚」を刺激し、行動を引き出すことは、乳幼児期にはとても大切です。「みる・きく・さわる」を中心に五感に働きかけることで、自ら進んで「やってみたい」という気持ちを引き出します。こうした体験は、記憶に定着しやすく、また長期記憶として長く残ります。

① 視覚

赤ちゃんは、人の顔を好み、「目」のような丸い物体をじっと見つめます。また目を合わせて感情を共有します。子どもたちの視覚を刺激し、手を伸ばしたり目的のところまで歩いたりする筋肉運動を促すとともに、目で見て、手でさわって外の世界との接点と知識を増やします。

② 聴覚

赤ちゃんは鳥の鳴き声よりも人の声、特にお母さんの声に反応します。保育者が抑揚のある優しい言葉がけを心がけることで、コミュニケーションの素地を育てます。

③ 触覚

子どもは、不安になったときに信頼できる人にしがみついたり、抱っこしてもらったりすると不安がなくなり、安心してやる気が出てきます。このような愛着関係をしっかりと築きます。

④ 味覚

味覚が分かるのは、舌の表面の感覚器(味蕾)が刺激されるためです。食材の持つ本来の味や特徴、舌触りなどを体験します。

⑤ 臭覚

自然の中にあるにおいや、ご飯のにおい等、生活の中にあるさまざまなにおいを体験します。

特徴3 あふれんばかりの愛情を注ぐ

保護者や保育士が子どもたち一人ひとりにあふれんばかりの愛情をもって関わり、十分に認めることにより、子どもたちには自信と自己肯定感が芽生えます。まわりの大人に愛されているという自覚が自信となり、まわりの大人への信頼を育みます。そうして、こうした自己肯定感や自信によって、いずれ子どもたちにはお友達や他人へのいたわりの気持ちが芽生えます。3歳になるまでに基本的な生活習慣を身につけ、自分の言いたいことを言葉で伝え、相手の言うことを理解できるよう、愛情をたっぷり注いで自立の心を育みます。

■ 一人ひとりをみつめる

抱きしめることは愛情を伝える一番の方法です。成長過程の子どもたちには「大事にされたい」「ほめて欲しい」「認めて欲しい」という欲求が内在しています。子どもたち一人ひとりの「今」をしっかり見つめ、まずは無条件に許容し、そして個々の発達に応じて適切に働きかけることを大切にしていきます。

■ 認める＝「おうむがえし」

まずは、子どもたちの言葉をそのまま返す（おうむ返しする）ことが、子どもたちを「認める」「受け入れる」第一歩です。そのことは、通常お母さんは赤ちゃんが生まれたときから自然に行っています。子どもと大人が見つめ合い、言葉をそのまま返すことから、他者とのかかわりの中で認められる喜びが生まれ、やがて自己肯定感が育つ段階へと成長していきます。

■ 褒める

何かができたとき、子どもたちは、「すごいでしょ！」と自信満々の笑顔になります。そんなときに、まわりの大人たちがいっしょに喜び、ほめることで、子どもたちには達成感が芽生えます。達成感は次への意欲となり、そして小さな成功体験の積み重ねが、確実に子どもたちの自信を育みます。私たちは、「ほめる」ことを大切にしていきます。

2・保育内容

0歳児

「みる・きく・さわる」感覚を中心とした遊びの中で、保育士との十分な結びつきを育てます。安定した関わりが子ども達の心と身体の成長を助けます。0歳児の心身の発達は著しく、心や体の発達を司っているところを刺激することで、子ども達の可能性を引き出します。

1歳児

つかまり立ちからひとり歩きへと運動機能が活発になる次期です。室内、園外活動共に十分に活動できる環境を整えていきます。また、経験により自分とは別の「外の世界」への理解を育てます。

2歳児

身体機能が充実し、ことばへの関心が強くなる時期であり、社会的な行動が発達しはじめます。友達や大人の行動を模倣したいという気持ちを「ごっこあそび」や「身のまわりの事」等で満たし育てます。

3・保育園の概要&諸規則

1. 定員

・19名(0歳児~2歳児) (0歳 3人 1歳 7人 2歳9人)

2. 保育時間等

1) 開園時間：月曜日から日曜日の7時00分~19時00分

- ・朝延長保育：7時00分~9時00分(短時間認定の方は料金がかかります。)
- ・通常保育：7時00分~18時00分(標準時間認定の方：11時間)
9時00分~17時00分(短時間認定の方：8時間)
- ・延長保育：17時00分~19時00分(短時間認定の方は料金がかかります。)
18時00分~19時00分(標準時間認定の方は料金がかかります。)

2) 休園日：1月1日~1月3日

- (注1) 朝延長保育・延長保育をご希望される場合には、所定の用紙に必要事項をご記入のうえ事前にお申込みください。ただし、保護者さまのお仕事がお休みの日は原則通常保育の預かりとなります。
- (注2) 欠席・遅刻・早退・延長保育希望の場合は午前9時までに園にご連絡ください。病欠の場合は合わせて症状もお知らせください。
- (注3) 環境事項(保護者さまの勤務先・勤務時間・住所・電話番号・家族構成等)に変更が生じた場合には必ず園にお知らせください。
- (注4) 産休・育休に入る場合には分かった時点で必ず園にお知らせください。
- (注5) 保育園を退園または転園する場合は、判明した時点で必ず園にお知らせください。

3. 登降園

- (1) 通常保育(9:00~16:00)の場合は、8:30~9:00の間に登園、16:00~17:00の間にお迎えをお願いいたします。朝延長保育・延長保育をご希望の際には、事前に登園・降園希望時間を園にお知らせください。お迎えが開園時間の18:30を過ぎましたら遅延料金を徴収させていただきます。
- (2) 登降園については、保護者さま各自で責任を持ち、事故のないようお気をつけください。
- (3) 駐車場のある施設での送迎は、時間帯によっては駐車場が混雑する場合があります。その際は保護者間で注意を払い、事故等に十分お気をつけください。できる限り徒歩または自転車での送迎のご理解、ご協力をお願いいたします。
- (4) 原則毎朝ご家庭で検温し、熱が37.5℃以上あるときや身体に異常があるときは、ご家庭で過ごすようにしてください。
- (5) 保育中に体調が悪くなった場合には、園より保護者さまにご連絡、ご相談のうえ対処いたします。お子さまの状態によっては通常より早めのお迎えをお願いする場合があります。
- (6) 登園時には、お子さまに食べ物やおもちゃ、お金などを持たせないでください。

- (7) 送迎については、事前に送迎予定者全ての氏名及び写真のご提出をお願いいたします。写真は家族の集合写真でも構いません。登録者以外の方にお子さまを引き渡すことはいたしません。登録者以外の方がお迎えに来られる場合には、必ず事前に園にご連絡ください。
- (8) 朝食は幼児期の正常な発育に不可欠ですので、必ずご家庭で毎朝朝食を摂るようお願いいたします。また、できるかぎり登園前に排便を済ます習慣をつけてください。

4. 災害時

1) 台風のと看

- ・午前6時の時点で「暴風警報」が発令されており、継続することが予測される場合は登園を見合わせてください。
- ・「暴風警報」が解除された場合には解除後2時間後の登園となる場合があります。安全に保育ができる体制が整いましたらメール一斉送信でお知らせいたします。
- ・登園後に「暴風警報」が発令された場合には、できるかぎり早くお迎えに来てください。
- ・「大雨・洪水警報」が発令され、地域的に危険が予測される場合には、登園を見合わせてください。

2) 地震のおそれのあるとき

- ・登園前に「南海トラフ地震」が発令された場合には、休園となる場合があります。園舎等に影響が無ければ通常通り保育を行います。震度5以上の地震が発生した場合、園舎に影響が出たり交通網が機能しなくなったりする恐れがありますので、園児の安全確保のため自宅待機をしてください。安全に保育できる体制が整いましたらメール一斉送信をし、お知らせいたします。
- ・登園後に「南海トラフ地震」が発令された場合には、災害状況によっては保護者の方にお迎えを要請します。できるかぎり早くお迎えに来てください。お迎えカードを持参した保護者に園児を引き渡しますので、常時携帯しておいてください。

※災害時には、保護者さまからの電話によるお問合せが殺到し、対応が困難になることが予測されるため、保護者さまへの携帯メール一斉送信でお知らせいたします。

5. 服装・持ち物

- ・服装・・・着脱しやすく清潔な衣類を着用してください。
- ・「連絡ノート」は毎日必ずご確認ください。

※年齢別「服装・持ち物リスト」は巻末(P14～16)をご確認ください。

6. 一日の流れ

時間帯	活動内容
7:00～9:00	開園・朝延長保育 順次登園 視診・おむつ交換及び排泄
9:00～	室内自由遊び、おむつ交換及び排泄
9:30～	朝のおやつ
10:00～	主活動
10:45～	おむつ交換・昼食準備
11:30～	昼食
12:30～	午睡
14:30～	おむつ交換・おやつ
16:00～18:00	お帰り準備・順次降園
18:00～19:00	延長保育
19:00	閉園

7. 年間予定

4月	入園式	10月	運動会
5月	こどもの日	11月	
6月	水遊び	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	
8月	水遊び	2月	節分
9月	防災訓練 敬老の日	3月	ひなまつり

8. 給食・おやつ・食育

当園では、法人専属の栄養士のもと、調理担当者が子どもたちの健やかな成長を願い、愛情を込めて毎日給食やおやつを手づくりします。基本的には、和食の栄養バランスに優れた献立です。

子どもたちの健康と味覚の成長を促すため、味付けは薄味を心がけます。

1) 給食・食育の目標

- ①乳幼児期の子どもの健康な身体を育む。
- ②食に対する興味・関心を育む。
- ③食に対する感謝の気持ちを育む。
- ④食欲を育む。
- ⑤味覚を育む。
- ⑥嗅覚を育む。
- ⑦咀嚼（そしゃく）する力を育む。
- ⑧なるべく好き嫌いをなくす。
- ⑨楽しく食べる習慣を身につける。
- ⑩基本的な生活習慣を確立し、食作法を身につける。

2) 離乳食について

噛むこと（咀嚼）は健やかな身体づくりに重要な要素です。よく噛まない子どもは、あごの力が育たず、内臓に負担をかけるとともに、将来大食いになりやすいと言われています。離乳食のときから、それぞれの子どもに合った調理をすることで、よく噛んで食べる習慣を育みます。

健康と味覚を育むため、基本的に10カ月まではほとんど味付けをせず、子どもたちは食材本来の豊かな味わいを自然に覚えていきます。

1歳児までは、卵や乳製品、小麦など、食物アレルギーの出やすい食品の使用は控えます。また、同じ食材が繰り返さないよう配慮いたします。

3) 食物アレルギーの対応について

近年、食物アレルギーをもつ子どもが増えています。アレルギーや持病については、入園時に保護者さまより詳細情報をご提供いただき（医師の診断書の提示を求めます）、園と相談のうえ、食物アレルギー対応給食が必要な場合は、集団給食のなかで可能な範囲の除去食を用意させていただきます。

症状によっては、園内での対応が困難な場合もありますが、その際は個々にご相談いたします。

4) その他

- ① 午前9時30分ごろに果物中心のおやつ、午後3時ごろに手づくりのおやつを提供します。
- ② 毎月献立表を発行します。

9. 病気・与薬・予防接種について

1) 毎日のお子さまの体調変化にはご家庭でも十分気を配ってください。

2) お子さまの体調がすぐれないときには、園への欠席連絡とともに、早めに医師の診察を受け、回復するまでご家庭で療養してください。

3) 下記感染症の場合は登園できません。園指定の「治癒証明書」の提出をお願いいたします。

＜第2種学校伝染病（結核を除く）＞

- ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）
- ・百日咳
- ・麻疹
- ・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）
- ・風疹
- ・水ぼうそう
- ・咽頭結膜熱（プール熱）

※「治癒証明書」は巻末(P17)をご確認ください。

※「登園の目安」は巻末(p18)をご確認ください。

※「SIDS（乳幼児突然死症候群）」も巻末(P19)をご確認ください。

4) 「予防接種記録票」には入園前の情報を全てご記入ください。

「予防接種記録票」は毎年年度末（3月）にお渡しいたしますので、ご記入のうえ園にご返却ください。

※「予防接種と対象年齢」は巻末(P20)をご確認ください。

5) 薬の受け渡し

与薬については、原則保護者さまにご登園いただきお願いするものですが、やむを得ない場合には、保育士が代わりに行います。その際は、安全確保と事故防止のため、園指定の「与薬依頼書」と「処方箋」をご提出いただきます。

薬の「受取と返却」は必ず「手渡し」で行います。連絡ノートに挟んだままや、かばんの中での保管は、誤飲事故につながりますので厳禁とします。

かぜ薬などの市販薬はお預かりできません。

※「与薬依頼書について」及び「与薬依頼書」は巻末(P21、22)をご確認ください。これらは園でも入手できません。

10. その他

- 1) 毎月「園だより」を発行し、当該月の行事・クラスの様子・お誕生日の子の紹介・子育て情報などをお届けいたします。また、ホームページの「Facebook」でも活動の様子をアップしています。
- 2) 個人情報については、社会福祉法人法第82条の規定に基づきその適正な取り扱いを厳守いたします。ホームページ上で個人情報を掲載することはありませんが、活動記録の写真を掲載する際、園児の顔が特定できるような場合には、必ず事前に保護者さまの了承を得るようにいたします。

4・安全対策

当園では、以下の安全対策を実施します。

1. 不審者対策

1) お迎え

入園時にご登録いただいた送迎者以外の方には決して園児をお引渡ししません。

園児のお迎えを代理の方に依頼される場合には、保護者より事前の連絡が必要となります。

2) 不審者情報

当園では他機関とも連携し、地域の不審者情報の収集に努めています。同時に、保護者の皆さんからも情報を収集し、関係者全員で情報を共有します。

3) 不審者侵入防止訓練

年に1回不審者侵入防止訓練を実施します。園児の安全を守るための避難経路確保、不審者撃退、通報等の訓練を職員全員で行います。

2. 災害対策

1) 防災計画

保育園の防災計画を管轄消防署に提出しています。年間防災計画は毎年4月に策定します。

2) 避難訓練

火災、及び地震を想定して毎月1回、年12回避難訓練を実施します。9月は堺市指導による防災訓練を実施し、通報訓練等も行います。

3) 自衛消防組織

提出済の「消防計画」に基づき、防火管理者を隊長とした自衛消防組織の編成を行います。防火管理者は園が選任し、園内に氏名を掲示しています。

4) 防火管理者業務

① 避難訓練年間計画に基づき、毎月の避難訓練の計画を策定します。

② 避難訓練実施の結果を記録、保存します。

③ 日常の安全点検を実施し、職員へ指示を出します。

- ・ 家具等は転倒防止策を講じる。
- ・ 棚は重いものを下に収納し、重心を低くする。
- ・ 棚等に収納されたものが落下しないように策を講じる。
- ・ 燃えやすいものを撤去する。

④ 年に2回、自主点検し「自主点検チェックリスト」へ記入します。

⑤ 非常持ち出し品（避難リュック）、非常備蓄品、防災準備品の点検を毎年4月に実施し、園外保育実施前にも確認します。

⑥ 毎月以下の安全点検を実施します。

● 非常備蓄品

懐中電灯 飲料水 粉ミルク オムツ 食料品

● 防災準備品

消火器 バケツ 汲置きした水 靴 シート 避難車

救急箱 携帯電話 金槌 のこぎり スコップ

⑦ 防災管理に関する要望や意見を各家庭や近隣住民より収集し協力体制を築きます。

3. 事故防止

保育士は定期安全点検を実施し事故防止に備えます。まず、点検の対象となる建物、設備、整理棚など対象物ごとに点検すべき事項を検討して「設備点検チェックリスト」を作成し、職員全員で年に2回点検を行います。これにより、点検漏れを防ぐとともに、潜在危険を生じやすい設備・備品等に気づき、事故防止を徹底します。

4. 事故発生時

1)ケガ、事故発生時対応マニュアル

ケガ、事故が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が行えるよう、園長をはじめ保育士全員が共通認識をもち、普段から対応できるようにするためのフローチャートを作成しています。

2)報告・判断・説明

ケガ、事故発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時に、報告・連絡を行い、ケガの状態・程度・部位により医療機関を受診する必要性の有無の判断を的確に行います。

ケガの大小に関わらず、お迎え時には詳しい説明と報告を行います。

3)事故記録簿

実際に事故が起きた場合には、経緯・対応・処置・発生状況・受診記録・改善策を詳細に記録し、これらの記録を基に、事故防止、安全対策について再検討し、以後の事故防止に努めます。

4)安全教育

安全に行動する態度・習慣・知識の育成を「日常の保育計画」に盛り込み計画的に行います。年齢や発達段階に応じて、「自身を守る」ために必要な判断力・体力・瞬発力・調整力等を養うのに有効な遊び方、生活の仕方を工夫した保育を実践します。

5・衛生管理

当園では、以下の衛生管理を実施します。

1. 児童の保健衛生

1) 登園時

- ・視診 : 顔色、体調、表情等の健康状態を観察します。
- ・口頭確認 : 保護者さまに家庭での様子を口頭で確認します。
- ・連絡帳 : 家庭での前日からの様子を確認します。
- ・検温 : 検温も含め園において子どもの体調を観察します。
- ・爪 : 爪が伸びていたら、保護者さまに切っていただくようお願いいたします。

2) 保育中

- ・睡眠中 : 目顔（目や顔の表情）や呼吸の状態を観察します。午睡中の乳児、授乳後、風邪症状が見られる時には、特に細かく観察します。
- ・食事中 : 食欲の有無などから健康状態を観察把握します。咀嚼（かむ）や嚥下（飲み込む）が上手いかない状況が認められる場合には、家庭とも連絡を図りながら問題を改善していきます。

3) 身体測定

- ・実施回数 : 毎月身長・体重を測定し記録します。
- ・実施結果 : 保護者さまが発育状況を把握できるよう努めます。

2. 施設の保健衛生

1) 厨房の衛生管理

「衛生管理点検表」「検食簿」を毎日記録し、調理師の服装チェック及び食材の温度チェックを行います。
「取り扱い点検簿」は食材搬入時に記録します。

2) 消毒

園が定める以下 8 項目の「消毒方法」を遵守し、施設の消毒及び清掃を行います。

手洗い 室内 調理器具 備品 食器類 リネン 厨房 トイレ

3) 衛生点検

「衛生点検チェックリスト」に基づいて、園の消毒及び清掃、児童衛生環境整備などの自主点検を年に 2 回実施します。

3. 感染症対応

当園では、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき感染症対応を行います。

1) 早期発見

- ・早期発見 : 日頃から健康診断や観察により子どもの状態について正常時の状態を把握し、異常を早期発見します。
- ・確認時 : 感染症の疑いがあれば、嘱託医に相談したうえ保護者さまにご連絡いたします。

2) 感染症の発生時

- ・保護者さまからの連絡 : 医師より「感染症」と診断された場合は、保護者さまより園へ速やかにご連絡ください。保護者さまからご連絡を受けた後、園では迅速に以下の対応をします。
 - ①「発症状況」と「病気情報」を掲示する。
 - ②必要に応じて全保護者さまに通知いたします。

3) 登園の再開 : 医師のサインが入った「治癒証明書」の提出をもって登園の再開となります。

4) 感染症への配慮

- ・施設衛生管理　：施設の定期的な衛生管理（前述）を実施します。
- ・調理　　：調理工程等における重要管理事項を定めた大量調理施設衛生管理指針を遵守します。
- ・研修　　：調理師は食品の衛生管理に関する研修に積極的に参加します。
- ・検便　　：調理師は毎月、保育士は年2回実施します。
- ・手洗い　：児童及び職員全員に対して手洗いを徹底します。アルコール消毒のポンプも常設します。

6・苦情処理

当園では、保護者の皆さまから寄せられた苦情について、適切に対応し、誠心誠意その解決にあたります。苦情内容及びその解決については、個人情報に関するものや申込者が拒否された場合を除き、法人のホームページに公表し、保育園の更なる改善に役立てます。

当園では、社会福祉法人法第82条の規定により、保護者の皆さまからの苦情に適切に対応すべく下記「苦情処理体制」を整えています。

本園への苦情・ご要望等は保育園職員までご遠慮なくお申し付けください。

1. 苦情処理体制

- ・苦情解決責任者 : 施設長
- ・苦情受付担当者 : 本部職員
- ・第三者委員 :

2. 苦情処理の方法

1) 苦情の受付

保護者さまからの苦情については、面接・電話・書面・e-メールなどの方法により、苦情受付担当者が受け付けます。また、第三者委員へ直接苦情をご連絡いただくことも可能です。

2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情については、苦情解決責任者、及び第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、その解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

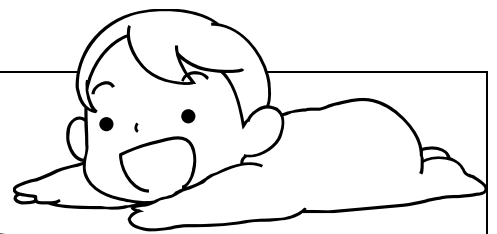
尚、第三者委員の立会いによる話し合いは次のように行います。

- ① 第三者委員の立会いによる苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整・助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

※苦情解決公表フォーム（例）

受付日	令和2年4月10日（金）
受付担当者	クラス担任 ⇒ リーダー保育士 ⇒ 施設長
分類 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> ①職員の対応 / <input checked="" type="checkbox"/> ②ケガ・病気 / <input type="checkbox"/> ③給食・保健衛生 <input type="checkbox"/> ④設備・備品 / <input type="checkbox"/> ⑤行事 / <input type="checkbox"/> ⑥その他
具体的内容	園児が他の園児にかみつかれたことへの苦情
要望	園児同士のかみつきが二度と起きないように監督してほしい。かみついた園児の保護者に謝罪してほしい。
経過及び結果	主任、施設長に報告、相談を行った。主任がかみついた園児の保護者と話し、経緯及び事実確認を行ったところ、かみついた園児に非がある旨、確認された。施設長よりかみつかれた園児の保護者に説明及び謝罪を行い、後日かみついた保護者より直接謝罪を行い、両者和解した。
改善策	職員会議に議題としてあげ、以下の改善策を実行することとした。 1. かみつ癖のある園児を言葉で諭す。 2. 職員が更に見守り、未然防止に努める。 3. 他の園児に危害を加えた記録を残す。

0歳児 服装・持ち物リスト

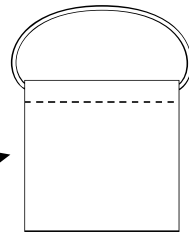


☆服装 (動きやすい物、着脱しやすい物)

☆毎日の持ち物

(手さげカバンに以下のものを入れてご持参ください)

- 拭きタオル…3枚(30cm×30cm)
- ガーゼ…5枚(ミルクを飲む子のみ)
- タオルで作ったエプロン…3枚
- スーパーの袋(汚物と汚れ物入れ)…2枚
- 補充する衣服と紙おむつ
- 連絡ノート

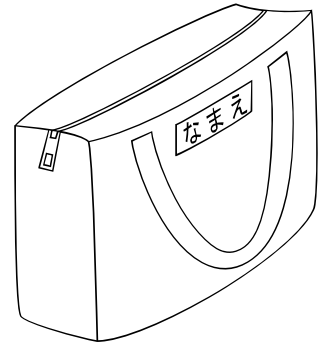


←ゴム

←ハンドタオルの一边を折って縫い、ゴムを通したもの。

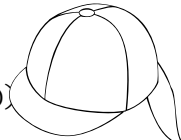


←オムツのお尻側には名前を大きくお書きください。



☆週末に持ち帰る物

- カラーキャップ
- 昼寝布団 (敷布団は厚さ3cm程の薄手のもの)

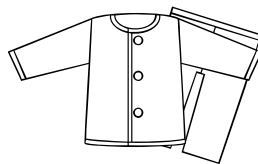


たれの部分↑にも名前をお書きください。

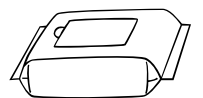
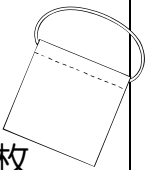
荷物が全て入る大きさのものをご用意ください。(チャックなどで閉じられるもの)。カバンにはフルネームで名前をお書きください。

☆保育園で保管する物

- 肌着…2枚
- 上着…3枚
- ズボン…3枚
- 汚れ物を入れるスーパーの袋(予備)
- フェイスタオル…2枚



- エプロン予備…3枚
- おしり拭き…2パック
- お手ふきタオル予備…3枚
- 紙おむつ…10枚
- 哺乳瓶(乳首付)



※紙おむつについて…登園時には持っている物も含め、全ての紙おむつのお尻側には名前をお書きください。
 ※布団一式について…敷布団・上に掛ける物(掛け布団・タオルケット・毛布など)は季節に応じてご準備ください。
 ※スタイ(よだれかけ)…必要な場合はご用意ください。

☆新学期に集める物

(園児全員で使用しますので名前を書かないでください。なくなりしだい再度集めさせていただきます。)

- ティッシュペーパー3箱
- 雑巾…4枚<新品>
- ビニール袋(25cm×35cm以上の物)…100枚
- フェイスタオル…1枚

☆お願い

- 布団は毎週末に持ち帰り、シーツを洗濯し布団を干して週の初めにご持参ください。
- 身に付ける物やタオルなどは、毎日清潔な状態を心がけてください。
- 汚物は毎日お持ち帰りください。
- 衣類は着脱しやすい物、動きやすいものをご用意ください。
- 持ち物や衣類には(哺乳びんや乳首、おしり拭き、スーパー袋などにも)、名前(フルネーム・ひらがな表記)をお書きください。

1 歳児 服装・持ち物リスト



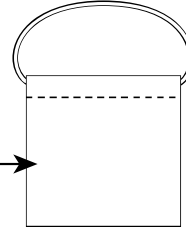
☆服装 (動きやすい物、着脱しやすい物)

くつ (自分で着脱しやすい物(運動靴)、サンダル・ブーツは不可)

☆毎日の持ち物

(手さげカバンに以下のものを入れてご持参ください)

- 拭きタオル…3 枚(30cm×30cm)
- タオルで作ったエプロン…3 枚
- スーパーの袋(汚物と汚れもの入れ)…2 枚
- 補充する衣服と紙おむつ又はトレーニングパンツとパット
- 連絡ノート

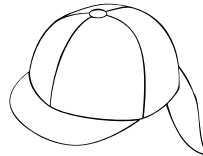


←ゴム

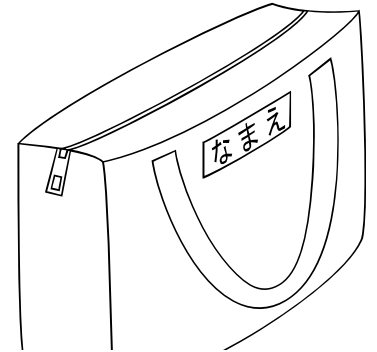
←ハンドタオルの一边を折って縫い、ゴムを通したもの。



←オムツのお尻側には名前を大きくお書きください。



←たれの部分にも名前をお書きください。



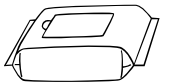
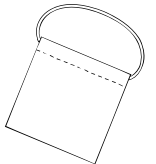
荷物が全て入る大きさのものをご用意ください。(チャックなどで閉じられるもの)。カバンにはフルネームで名前をお書きください。

☆週末に持ち帰る物

- カラーキャップ
- パジャマ
- バスタオル(昼寝用)…2 枚

☆保育園で保管する物

- 肌着…2 枚
(着脱練習のため、ロンパースは避けてください)
- 上着…3 枚
(フード付きの服、ジャンパースカートは不可)
- ズボン…3 枚 (タイツ・かたい素材のものは不可)
- 汚れ物を入れるスーパーの袋(予備)
- エプロン予備…1 枚
- フェイスタオル…1 枚
- おしり拭き…1 パック
- 紙おむつ…10 枚
- 拭きタオル予備…1 枚



※紙おむつについて…登園時にはいている物も含め、全ての紙おむつのお尻側には名前をお書きください。
 ※昼寝布団について…通常のおひるね布団セットは必要ありません。バスタオル2枚をご用意ください。
 ※スタイ(よだれかけ)…必要な場合はご用意ください。

☆新学期に集める物

(園児全員で使用しますので名前を書かないでください。なくなりしだい再度集めさせていただきます。)

- テッシュペーパー3 箱
- 雑巾…4 枚<新品>
- ビニール袋(25cm×35cm 以上の物)…100 枚
- フェイスタオル…1 枚

☆お願い

- 昼寝用バスタオルは毎週末に持ち帰り洗濯をして週の初めにご持参下さい。
- 身に付ける物やタオルなどは、毎日清潔な状態を心がけてください。
- 汚物は毎日お持ち帰りください。
- 衣類は着脱しやすい物、動きやすい物をご用意ください。
- 持ち物や衣類には(おしり拭き、スーパー袋などにも)名前(フルネーム・ひらがな表記)をお書きください。

2歳児 服装・持ち物リスト



☆服装 (動きやすい物、着脱しやすい物)

くつ (自分で着脱しやすい物(運動靴)、サンダル・ブーツは不可)

☆毎日の持ち物

(手さげカバンに以下のものを入れてご持参ください)

拭きタオル…3枚 (30cm×30cm)

タオルで作ったエプロン…3枚

スーパーの袋(汚物と汚れもの入れ)…2枚

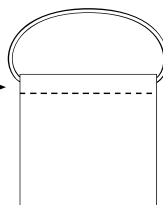
補充する衣服と紙おむつ又はパンツ

連絡ノート

コップ

エプロン予備…1枚

拭きタオル予備…1枚

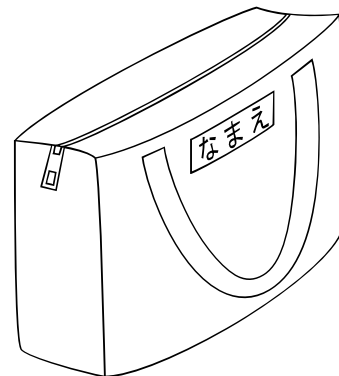


←ゴム

←ハンドタオルの
一辺を折って縫い、
ゴムを通したもの。



オムツのお尻側には
名前を大きくお
書きください。

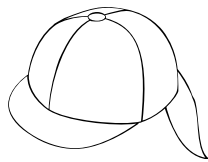


☆週末に持ち帰る物

カラーキャップ

パジャマ

バスタオル(昼寝用)…2枚



←たれの部分にも
名前をお書き
ください。

☆保育園で保管する物

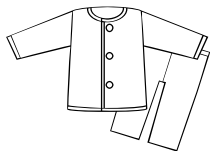
肌着…2枚

上着…2枚

ズボン…2枚 (タイツ・かたい素材のものは不可)

汚れ物を入れるスーパーの袋(予備)

エプロン予備…1枚

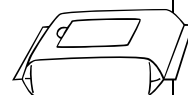


フェイスタオル…1枚

拭きタオル予備…3枚

おしり拭き…1パック

紙おむつ…5枚 又は パンツ5枚



荷物が全て入る大きさのものを
ご用意ください。(チャックなどで閉
じられるもの)。カバンにはフルネ
ームで名前をお書きください。

※紙おむつについて…登園時にはいている物も含め、全ての紙おむつのお尻側には名前をお書きください。

※スタイ(よだれかけ)…必要な場合はご用意ください。

※パジャマ…Tシャツ・ゴムズボン(ボタンのないもの)→布袋に入れてください。

☆新学期に集める物

(園児全員で使用しますので名前を書かないでください。なくなりしだい再度集めさせていただきます。)

テッシュペーパー3箱

雑巾…4枚<新品>

ビニール袋(25cm×35cm以上の物)…100枚

フェイスタオル…1枚

☆お願い

●お昼寝用バスタオルは毎週末に持ち帰り洗濯をして
週の初めにご持参下さい。

●身に付ける物やタオルなどは、毎日清潔な状態を心が
けてください。

●汚物は毎日お持ち帰りください。

●衣類は着脱しやすい物、動きやすい物をご用意ください。

●持ち物や衣類には(おしり拭き、スーパー袋などにも)
名前(フルネーム・ひらがな表記)をお書きください

治癒証明書

施設長殿

入所児童氏名

病名〔 〕

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園
可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

登園の目安

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について治癒証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。(学校保健安全法施行規則第19条 第二種、第三種感染症)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児(乳幼児)にあつては3日を経過するまで)
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため医師により感染の恐れがないと認めるまで
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

SIDS（乳幼児突然死症候群）

今まで元気だった赤ちゃんが、ある日突然死んでしまう。

SIDS（乳幼児突然死症候群）は原因不明の病気で、「赤ちゃんのぽっくり病」と言われています。この病気は世界中にみられ、日本でも多くの赤ちゃんが命を落としています。

●SIDSの特徴

- ① ほとんどが昼夜を問わず睡眠中に起こっています。
- ② 声を上げたり、もがき苦しんだりすることなく、スーッと亡くなってしまいます。

●SIDSについて現在わかっていること

- ① 生後2ヶ月の赤ちゃん（4～6ヶ月がピーク）から、2歳ごろまで発症する可能性があります。
- ② 日本ではSIDSで亡くなる赤ちゃんは「2,000人に1人（年間約600人～700人）」と言われています。また、生後4ヶ月の死亡原因の59%がSIDSとされています。
- ③ SIDSの原因、遺伝するかどうかなどはわかっていません。

●気をつけるべきこと

- ① 赤ちゃんはできるかぎり「うつぶせ寝」をやめ、「仰向け」か「横向き」に寝かせる。
- ② 暖めすぎない。（布団を掛けすぎない。布団を頭からすっぽり掛けない。）
- ③ 妊娠中、並びに少なくとも生後1歳になるまでは、赤ちゃんの周りで喫煙しない。
- ④ できるかぎり母乳で育てる。

この病気はいつどこで発症するのかわかっていません。

お子さまをお預かりしている保育内で起こるかもしれません。

当園では、SIDSだけでなく窒息などの原因にもなりかねませんので、「うつぶせ寝」ではなく、「仰向け寝」か「横向き寝」とします。

また、健康チェックをこまめに行い、体調には十分注意して保育します。特に2歳までは細心の注意が必要です。お子さまの体調がすぐれないときは、決して無理をさせません。

予防接種と対象年齢

予防接種名	名古屋市の標準的な接種年齢	法律による対象年齢	接種会場
BCG	3ヶ月児健康診査時に併せて実施	1歳未満	保健所
小児用肺炎球菌	I期初回：2～12ヶ月に3回 II期追加：12～15ヶ月に1回	生後2ヶ月～ 90ヶ月未満	かかりつけの医師にご相談ください。
ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ (DPT-I PV 4種混合)	I期初回：3～12ヶ月に3回 I期追加：初回接種後12～18ヶ月に1回	3～90ヶ月に3回、 初回終了後6ヶ月以上の間隔を置く	
麻疹 風疹 (MRワクチン)	I期：12～24ヶ月未満 II期：5歳以上7歳未満で、小学校就学前年度の4月1日～3月31日までの期間		
日本脳炎	I期初回(2回法)：6～90ヶ月未満 I期追加：6～90ヶ月未満 II期：9歳～13歳未満		
水痘	I期初回：1歳以上で2回		
ヒブ	I期初回：2～12ヶ月に3回 II期追加：12～18ヶ月に1回		

任意の予防接種

任意の予防接種	対象年齢	接種回数
インフルエンザ	全年齢	2回
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	1歳以上の未罹患児	1回
B型肝炎	0歳以上の未罹患児	3回
ロタウイルス	2ヶ月以上の未罹患児	3回
A型肝炎	1歳以上の未罹患児	3回

※＜摂取間隔＞

- ・生ワクチン：4週以上(BCG・MRワクチン・流行性耳下腺炎・水痘・ロタ)
- ・不活性ワクチン：1週以上(4種混合・日本脳炎・インフルエンザ・A型肝炎・B型肝炎・ヒブ・小児用肺炎球菌)

与薬依頼書について

保護者各位

晴美台ナーサリー

1. 主治医の診察を受けるときには、お子様が現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していること、及び保育園では原則として薬の使用が出来ない旨をお伝えのうえ、なるべく朝・夕の2回の与薬で済むよう、主治医とご相談ください。昼の与薬が必要な場合はその旨が記載された処方箋をご提出ください。
2. お子様への与薬は、万全を期するため「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育園の職員に直接手渡していただきます。本来は保護者の方が登園して与薬いただくのが原則ですが、やむを得ない場合かつ保護者の方が登園できない場合には、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与薬いたします。
3. 薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園では与薬できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。熱性けいれん等、やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。（初めて使用する座薬については対応できません。）尚、使用に当たっては、その都度保護者の方にご連絡しますので、ご承知ください。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与薬しなければならない場合、保育園としてはその判断ができません。その都度保護者の方にご連絡することになりますので、ご承知ください。
6. 慢性の病気（気管支炎・てんかん・アトピー性皮膚炎・糖尿病などのように、経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医又は囑託医の指示に従うとともに、相互の連帯が必要となります。
7. 家庭から持参する薬について
 - (1) 医師が処方した薬には必ず「与薬依頼書」及び「処方箋」を添付してください。
 - (2) 薬は必ず園の職員に直接手渡してください。
 - (3) 薬は一回ずつに分けてご用意ください。水薬も一回分ずつ容器に入れてください。
 - (4) 袋や容器には必ず園児名と与薬の時間を記入してください。

与薬依頼書 月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日	月 日に 日分		
飲み薬	粉薬	包	シロップ
	食前	食後	
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書 月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日	月 日に 日分		
飲み薬	粉薬	包	シロップ
	食前	食後	
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書 月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日	月 日に 日分		
飲み薬	粉薬	包	シロップ
	食前	食後	
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書 月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日	月 日に 日分		
飲み薬	粉薬	包	シロップ
	食前	食後	
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書 月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日	月 日に 日分		
飲み薬	粉薬	包	シロップ
	食前	食後	
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書 月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日	月 日に 日分		
飲み薬	粉薬	包	シロップ
	食前	食後	
預かり	与薬		
	与薬時間		

MEMO



— SENSHIN GROUP —

SINCE 1972

学校法人 泉新学園

認定こども園 晴美台幼稚園

認定こども園 みついしこども園

小規模保育事業 晴美台ナーサリー

tel 072-291-6400 fax 072-291-6410

社会福祉法人 泉新会

認定こども園 輝きの森学園

<http://harumidai.senshin.ed.jp/>